

介護給付費過誤申立について

- ・ 請求内容に誤りが生じた場合、国保連に再請求を行うとともに、三浦市へ「介護給付費過誤申立書」又は「介護予防・日常生活支援総合事業費過誤申立書」を提出する必要があります。
- ・ 過誤申立の期限は、毎月 10 日（10 日が閉庁日の場合は、直前の開庁日。以下同じ。）です。

（１）過誤とは

- ・ 国保連合会において、審査決定済み（支払済）の請求を取り下げる処理です。

【過誤申立の種類】

- ① 通常過誤（給付実績の取り下げのみを行います。その後、翌月に再請求します。）

申立（【10 日まで】誤請求した実績の取下げ）→取下げ処理→再請求【翌月 10 日まで】

- ② 同月過誤（給付実績の取り下げと再請求を同じ月に行うことができます。）

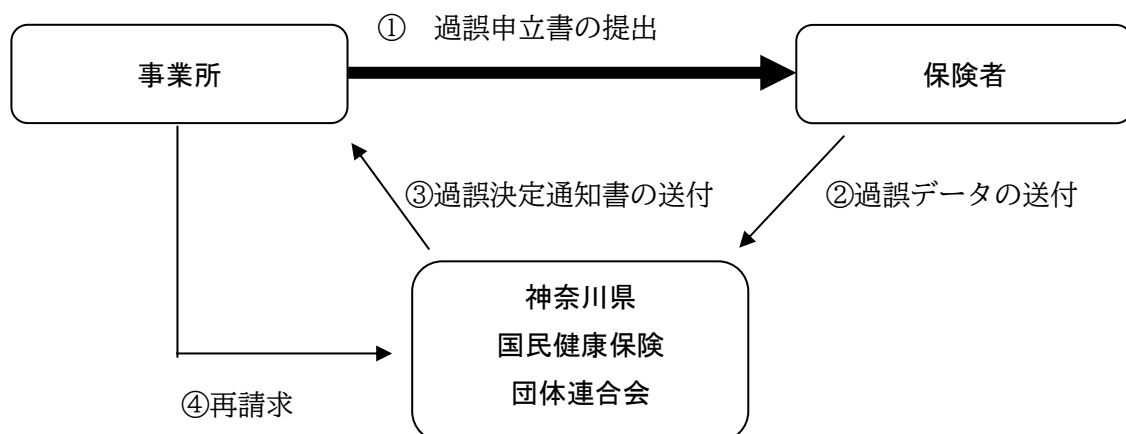
申立＋再請求【10 日まで】→取下げ処理＋再請求に基づく介護報酬の支払い

【過誤申立時の注意点】

- ① 以下の請求明細書については、過誤申立処理はできません。
1. 同一審査月内に提出した場合
 2. 同一審査月内に給付管理票の「修正」または「取消」がある場合
 3. 既に返戻されている場合
 4. 保留されている場合
- ② 請求明細書本体の請求額が全額調整されます。（請求金額の部分調整が不可能）
- ③ 「介護（予防）給付費」と「介護予防・日常生活支援総合事業費」とでは過誤申立書の様式が異なります。

（２）過誤の流れについて

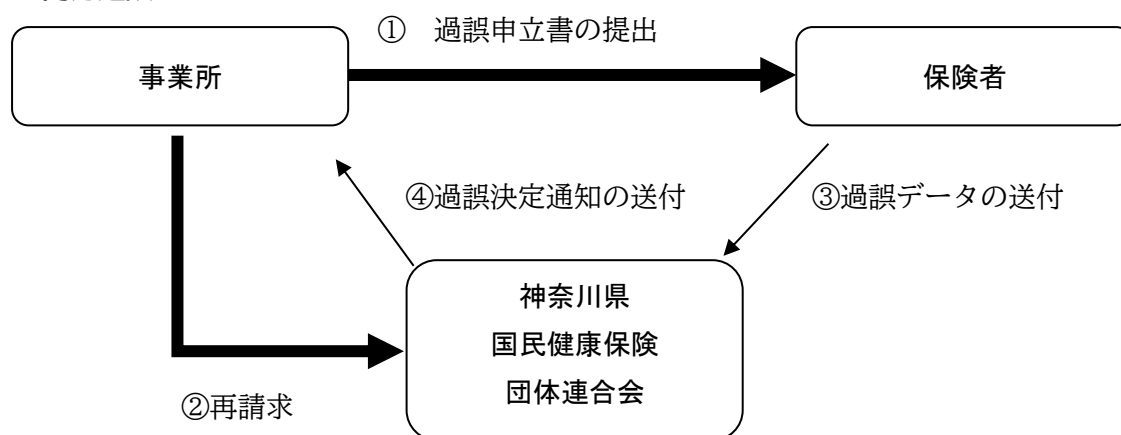
ア 通常過誤



<例> 令和●年4月サービス分の請求明細書について、令和●年6月に過誤申立を行う場合

- ① 令和●年6月の過誤締切日（10日）までに、過誤申立書を「保険者」に提出する。
- ② 令和●年6月15日までに、「保険者」は、「神奈川県国民健康保険団体連合会」へ過誤申立データを送付する。
- ③ 令和●年6月末～7月初に、「神奈川県国民健康保険団体連合会」から、過誤申立書を提出した「事業所」に、「介護給付費過誤決定通知書」が送付される。
(令和●年7月25日に支払われる金額で、過誤金額が調整されます。)
- ④ 「事業所」は、令和●年7月以降に再請求を行う。

イ 同月過誤



<例> 令和●年4月サービス分の請求明細書について、令和●年6月に過誤申立を行う場合

- ① 令和●年6月の過誤締切日（10日）までに、過誤申立書を「保険者」に提出する。
- ② 「事業所」は、令和●年6月10日迄に再請求を行う。
- ③ 令和●年6月15日までに、「保険者」は、「神奈川県国民健康保険団体連合会」へ過誤申立データを送付する。
- ④ 令和●年6月末～7月初に、「神奈川県国民健康保険団体連合会」から、過誤申立書を提出した「事業所」に、「介護給付費過誤決定通知書」が送付される。
(令和●年7月25日に支払われる金額（再請求分を含んだ金額）で、過誤金額が調整されます。)

(3) 過誤申立書の記載のポイント

① 過誤申立事由コード（4桁）

様式番号（2桁）＋申立理由番号（2桁）

※次ページ以降に様式番号と申立理由番号の一覧を掲載しますので、過誤申立書作成の際に確認してください。

② 誤請求額・正請求額

それぞれ「請求額」（介護サービス費全体の額から利用者負担額を除いた額）を記載してください。

③ 備考

過誤の理由を簡潔に書いてください（例：●●加算の請求誤り、利用日数の誤り、生活保護受給のため など）。

様式番号

区分	サービス名称	様式番号	明細書様式
訪問・通所	訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハ・居宅療養管理指導・通所介護・通所リハ・福祉用具貸与・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護（短期利用以外）・複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用以外）・小規模多機能型居宅介護（短期利用）・複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用）	10	第二
	訪問型サービス・通所型サービス・その他の生活支援サービス	10	第二の三
	介護予防訪問入浴介護・介護予防訪問看護・介護予防訪問リハ・介護予防居宅療養管理指導・介護予防通所リハ・介護予防福祉用具貸与・介護予防認知症対応型通所介護・介護予防小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用）	11	第二の二
特養	短期入所生活介護	21	第三
	介護予防短期入所生活介護	24	第三の二
	介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	50	第八
老健	介護老人保健施設における短期入所療養介護	22	第四
	介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護	25	第四の二
	介護老人保健施設	60	第九
介護医療院	介護医療院における短期入所療養介護	2A	第四の三
	介護医療院における介護予防短期入所療養介護	2B	第四の四
	介護医療院	61	第九の二
病院・診療所	病院または診療所における短期入所療養介護	23	第五
	病院または診療所における介護予防短期入所療養介護	26	第五の二
	介護療養型医療施設	70	第十
グループホーム	認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）	30	第六
	介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）	31	第六の二
	認知症対応型共同生活介護（短期利用）	34	第六の五
	介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）	35	第六の六
特定施設	特定施設入所者生活介護・地域密着型特定施設入居者介護	32	第六の三
	介護予防特定施設入所者生活介護	33	第六の四
	特定施設入所者生活介護・地域密着型特定施設入居者介護（短期利用）	36	第六の七

様式番号（続き）

区分	サービス名称	様式番号	明細書様式
ケアプラン作成	居宅介護支援	40	第七
	介護予防支援	41	第七の二
	介護予防ケアマネジメント	20	第七の三

申立理由番号

申立理由番号	申 立 理 由
0 2	請求誤りによる実績取り下げ
1 2	請求誤りによる実績取り下げ（同月過誤）
4 2	適正化（その他）による保険者申立の過誤取下げ 運営指導等の指摘を受けて行う過誤申立は「4 2」を記載して下さい。
4 9	適正化（その他）による保険者申立の過誤取下げ（同月過誤） 運営指導等の指摘を受けて行う過誤申立で同月過誤のときは「4 9」を記載して下さい。